

令和5年度しおがまっ子夢応援プロジェクト募集要項

未来を担う世代が、夢を実現していくことの大切さとその価値を実感できるよう応援し、その様子を動画で公開します。

1. 対象者

以下のいずれかに該当する個人または団体

- ①市内に住所を有し令和6年4月1日時点で18歳以下であること
- ②令和5年10月時点で市内に通勤、通学しており、かつ令和6年4月1日時点で18歳以下であること。
- ③団体の場合、構成員の半数以上が市内に在住、在学、在勤していること。

なお、次の事例に該当する場合は対象となりません

- ・政治的もしくは宗教的普及宣伝と認められる活動、または公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有する者
- ・プロジェクトの参加について保護者の同意を得られない場合
- ・プロジェクトの実施過程の記録や動画の公開配信に対して本人及びその保護者の許諾が得られない場合

2. 補助の対象となる夢の要件

次の要件をすべて満たすことを要件とします。

- (1) 市が予算の範囲内で何らかの合理的な応援が可能であると判断される夢であり、申請者が自ら自主的に取り組む夢であること。
- (2) 令和6年2月29日までの間に夢に向かって取り組む様子や完了した様子を記録できる夢であること。
- (3) プロジェクトの実施過程の記録や動画の公開配信により、市民等に周知され、広く共有される夢であること。
- (4) 他の補助制度による補助金等を受けていない夢であること。

3. 募集手続き

- (1) 申込期限

令和5年11月15日（水）必着

- (2) 申込方法
メールまたは応募受付フォーム、ファクス、郵送にて受付します。1 応募者につき、応募できる件数は1 件とします。
- (3) 申請書類の入手方法
塩竈市ホームページより様式をダウンロードしてください。
又は、チラシ裏面の応募用紙をご利用ください。
- (4) 申請書類
応募用紙を1 部提出してください。なお、応募用紙の返却はしませんので、必ず写しを保管してください。
- (5) 提出先
塩竈市教育委員会教育部生涯学習課
〒985-0036 宮城県塩竈市東玉川町 9-1
ファクス 022-365-3342
メール yume-ouen@city.shiogama.miyagi.jp

4. 審査の基準

応募用紙の内容について、しおがまっ子夢応援プロジェクトチームにおいて、以下の視点で審査します。

- (1) 夢に対する主体的な実現への姿勢と熱意
- (2) 夢に向かって取り組む様子の記録や動画の配信の実現が困難でないこと
- (3) 地域、他者への貢献性
- (4) 市による合理的な応援が可能であること

5. 二次審査

応募者数によっては、二次審査を行う場合があります。二次審査の方法については、一次審査通過者に通知します。

6. 採択

審査の結果、最終選考者を採択します。最終選考者は、市は最終選考者と協議し、プロジェクトの目的を達成するために次にあげる条件を付すものとします。

- (1) 夢をかなえる手段、方法、アプローチ、夢のためにできる行為等、市による応援の具体的な内容を市と協議して進めること。
- (2) プロジェクトを中止したい場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) プロジェクトの対象の夢への取組が予定の期間内に完了しない場合又はプロジェクトの遂行が困難となった場合においては、その後の対応を市と協議して決定すること。

7. 取消

市長は、最終選考者が次のいずれかに該当すると認めるときは、最終選考者の決定の全部又は一部を取り消すこととし、その旨を通知します。

- (1) 偽りその他不正の手段により最終選考者となったとき
- (2) 応募した夢が2の要件に該当しなくなったとき
- (3) 応募した夢を変更するとき
- (4) この要項に掲げるプロジェクト実施の条件その他法令又はこの要項に基づく措置に違反したとき

8. 公開

最終選考者及び市は、プロジェクトによる夢実現の取組が完了したときは、一定期間、記録や動画を公開し、これを市民に周知します。

公開する記録及び動画の著作権は、市に帰属するものとします。

9. その他の注意事項

- 提出書類は、市条例等に基づく情報公開請求があった場合に非開示情報を除き公開の対象となります。